



あなたがおうちの

2024年
1月号

FP 通信

あけましておめでとう
ございます



LINE 登録はこちら



投資信託にかかる3つの手数料とは？

今回は投資信託にかかる手数料についておさらいしていきましょう。

投資信託とは、「投資家から集めたお金をひとつの大きな資金とし、株式や債券などに投資をしていく金融商品」のことをいいます。国内外の様々な商品に投資ができる反面、手数料がかかります。

投資信託の主な手数料には、購入時手数料・運用管理費用・信託財産留保額の3つがあります。

この中でも運用リターンに大きく影響するのは、保有中ずっと負担し続ける運用管理費用。

これは長期運用をすればするほど、リターンへの影響が大きくなります。

商品を選ぶ時には、一度手数料をチェックしてみるとよいでしょう。



| 名称 | いつ？ | 内容 |
|---------|-----|--|
| 購入時手数料 | 購入時 | 購入金額に対して0~3%程度。販売会社に対して購入時に1回だけ支払う。販売会社がある程度自由に決められるため、同じ商品でも販売会社により手数料は異なる。 |
| 運用管理費用 | 保有中 | 運用残高に対して0.1%~3%程度。運用・管理の報酬として、運用会社・販売会社・信託銀行に支払う。保有している間ずっと支払い続けるため、運用リターンに大きく影響する。信託報酬ともいう。 |
| 信託財産留保額 | 売却時 | 売却金額に対して0~0.3%程度。売却時には投資信託の中でも証券を売却する必要があり、そのコストを売却する投資家自身が負担するもの。金融機関の利益になるものではない。 |

??



お金のクイズ

地震が多い日本では、建築基準法により耐震基準が設けられており、時代とともにその基準が厳格化されています。では、新耐震基準はいつから適用されたのでしょうか？

- 1 1981年6月
- 2 1995年6月
- 3 2000年6月

(答えは裏面にあります!)

ちょっと
ひとこと

あけましておめでとうございます。

本年もよろしくお願いいたします。

2024年は新NISAが始まりますね。

いよいよ投資が身近になってきました。

今まで身近で高額な金融商品といえば保険でしたが、今後は投資も同じように位置していきます。

しかし、どちらも自分の人生を豊かにするために上手に活用するもの。

人生をどう彩るのか、決めるのは自分自身であることを忘れずに、2024年を楽しみましょう。



コラム

災害や盗難などの損害は、 確定申告で雑損控除の手続きを！

災害や盗難などで資産の損害を受けた場合、確定申告をすることにより、損害額に応じて所得控除を受けることができます。これを「**雑損控除**」といいます。

雑損控除を利用すれば、所得税や住民税の軽減につながります。損害額が大きくその年の所得から控除しきれなければ、翌年以降3年間（特定非常災害の場合は5年）繰越控除を受けることもできます。

雑損控除を受けるには、次の2つの要件を満たす必要があります。

- ◆ 資産の所有者が確定申告をする納税者本人、または納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額が48万円以下の人であること
- ◆ 損害を受けた対象資産が、生活に通常必要な資産であること

例えば、自動車なら通勤用の車は対象ですが、スポーツカーは対象外。別荘やゴルフ会員権、1個30万円超の貴金属なども対象外となります。

雑損控除の計算は①、②のいずれか多い方の金額となります。

- ① (損害額+災害等関連支出の金額-保険金の額) - (総所得金額等) × 10%
- ② (災害等関連支出の額-保険金の額) - 5万円

なお、災害で損害を受けた場合は、「災害減免法」による税の軽減免除を利用できる場合もあります。雑損控除と災害減免法ともに対象となる場合は、有利な方を選択利用できます。適用対象がよく分からないという方は、早めに税務署に相談に行くといでしょう。



クイズの答え

正解：1

新耐震基準が施行されたのは1981年6月1日。これにより、1981年5月末までの基準は「旧耐震」、6月1日以降の基準が「新耐震」と呼ばれています。

建築確認が完了した日が1981年6月1日以降であれば「新耐震基準」の建物となります。

みついでゆきの

星よみ★

あけまして おめでとうございます🌟1月の星の予報をお届けします。

前半は、ここまで頑張ってきたことの成果を受け取ったり、社会的な達成を感じられるかもしれません。

また、自分の喜びや楽しみ、遊び心から新たな可能性を見出し、それを継続していく努力をしながら社会的な力を付けていく時でもありそう。

後半は、世の中が大きく変わるような星の流れがあります。

社会的にインパクトのある何かが起こりそうな気配…。

個人的にも新しい希望が芽生え、理想の未来にとって必要でないものは手放し、より自由に視野を広げ、人と繋がり変化を楽しむような時。

現状維持ではなく、より良い未来に向かうために一人一人が考え、行動していくことが大切な時代になるでしょう。

それでは、よい1月をお過ごしくださいね🌟

～無料相談 承ります！～

お知らせ

FP通信購読者限定で、LINE無料相談ができます。

下記のような悩みがある方はどうぞご利用ください。

- ・新しい保険の契約を検討しているが、第三者の判断が知りたい
- ・投資を検討しているが、どんな基準で買えばよいか分からない
- ・保険の見直しを考えている など

やり方は簡単2Step! ①LINE登録 ⇒ ②チャットで相談

発行元

あなたがおうちのFP

みついたかし HPはこちらからどうぞ!

三井貴司

日本FP協会 AFP認定者

✉ mail@fpmitsui.com



あなたがおうちのFPは金融知識の定着と向上を

目的として「顧客第一」で情報発信しています。

不動産・保険・金融商品の勧誘、手数料目的での

販売は一切行っておりません。

